

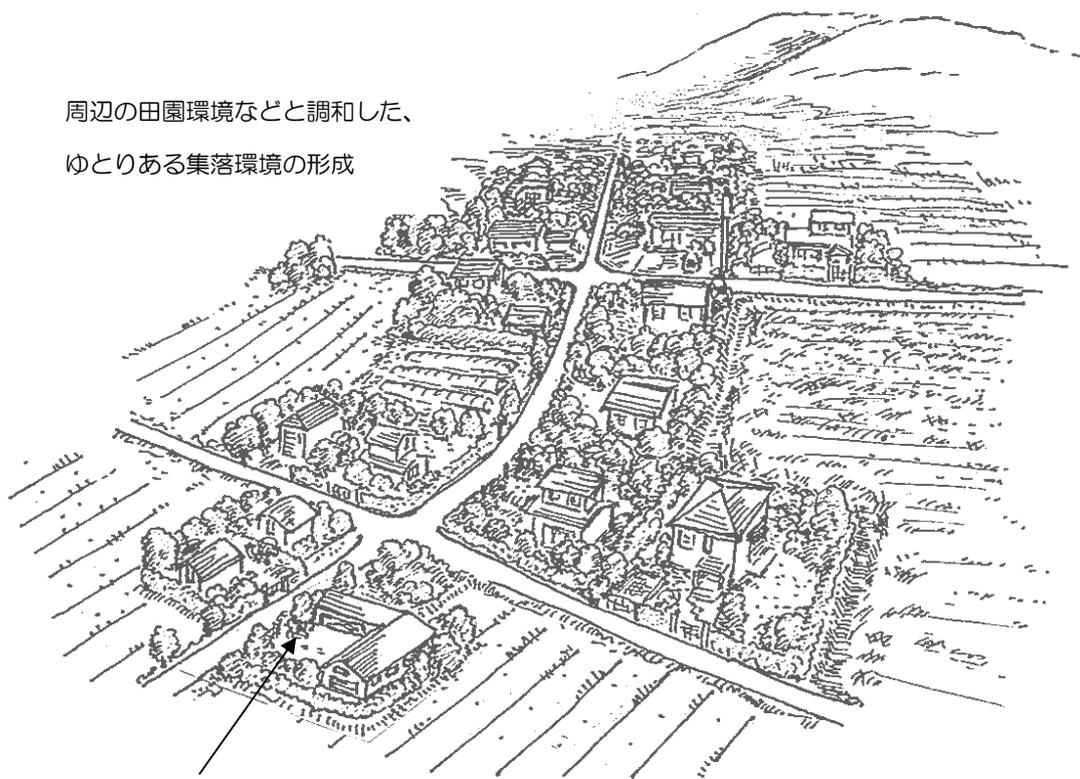
d)集落居住区域 [土地利用調整タイプ]**《土地利用の基準》**

- 快適な暮らしの環境をコーディネートする
- 水と緑の環境を守り、未来へつなぐ
- 交通ネットワーク、公共交通を充実する
- 産業の発展と交流の促進によるにぎわいをつくる
- 安全で安心できる都市生活を確保する
- 参加と協働のまちづくりを進める

本区域については、周辺の田園や里山の環境および景観と調和したゆとりある居住環境を形成します。一方で、地区の利便性や活性化を図るために、物販店や飲食サービス店、軽工業施設などの立地は許容します。

《土地利用の誘導イメージ》

周辺の田園環境などと調和した、
ゆとりある集落環境の形成



軽工業施設などの立
地は許容します。

<p>集落居住 区域の 土地利用 の基準</p>	<p>《集落居住区域内において行ってはならない土地利用》</p> <p>集落居住区域内においては、次に掲げる土地利用を行ってはならない。</p> <p>■ 次に掲げる土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃自動車等保管場用地 ・ 土石等採取用地 ・ 土砂等埋立用地。なお、農地における土砂などの埋立てなどで、3ヶ月を超える期間で行うものまたは現況の高さから60cmを超える土壌の掘削を伴うものは、土砂等埋立用地としての土地利用とみなす。 ・ 土砂等一時堆積用地 ・ 廃棄物処理施設用地 ・ 墓地、墓園等用地 <p>■ 次に掲げる建築物または施設の用途に供する土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物加工施設 ・ 火薬庫、火薬類製造所 ・ 準住居地域に建築することができない危険物の貯蔵・処理に供する建築物。 ・ ホテルまたは旅館 ・ 風俗営業または性風俗関連特殊営業を営む施設 ・ カラオケボックス <p>■ その他周辺の環境を著しく悪化させるおそれのある土地利用</p> <p>■ 大規模特定開発事業用地</p>
--------------------------------------	---